

徳島県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
2 1		神山鮎喰		徳島市一宮町東丁六二四番六地先から 同 僧津山四番 同 三地先まで		旧	七・一〇・七	一九五・八
同	同			新		七・一〇・七	一九五・八	
						九・一〇・二	二〇〇・〇	